

令和5年度小・中学生を対象とした動画による消費者啓発事業
企画提案コンペに関する質問への回答

【質問1】

「出演者の使用許可に関わる件」

制作した動画は授業以外で使用（上映）することはありますか？

【回答1】

授業以外での使用は考えていません。

具体的には、制作いただいた動画を県の YouTube チャンネルで限定公開し、YouTube を通して授業でご活用いただくことを想定しております。

【質問2】

制作した動画の使用期間はいつ頃（何年）までの予定ですか？

【回答2】

少なくとも、令和7年3月末までの使用を想定しています。

【質問3】

制作する動画は1920×1080のフルハイビジョンで作成すればよいですか？

【回答3】

特に指定はございませんが、YouTube での視聴や教室等で動画を上映する際（スクリーン投影を想定）に、支障が出ない解像度としてください。

【質問4】

納品する成果物は、どのようなものになりますか？

例えば、

制作した動画を小学生編・中学生編各1本ずつ mp4 データを DVD 等の媒体に記録し納入するなど

【回答4】

各動画1本ずつ、mp4 データと DVD での納入をお願い致します。

【質問5】

提出する企画提案書のページ数に指定はありますか？

また、片面印刷、両面印刷長辺2か所ホッチキス留め等の指定はありますか？

【回答5】

特に指定はございませんが、プレゼンテーション時間は30分(質問時間含む)を予定していますので、その時間内に説明可能なページ数でお願いします。

【質問6】

プレゼンテーションはパソコンを使用できますか？

出来る場合、プレゼン会場にプロジェクターとスクリーンは設置してありますか？

【回答6】

プレゼンテーションでは当課のパソコン(FUJITSU LIFEBOOK A576/N)を使用いただく予定です。

また、プレゼンテーション会場にはプロジェクター(エプソン製 EB 1776W)とスクリーンを設置予定です。